

独立行政法人国立大学財務・経営センターの年度計画（平成18年度）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づき、平成十八年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を次のとおり定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。
- 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。
- 3 事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。
- 4 運営費交付金を充当して行う業務については、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、1%以上の業務の効率化を図る。また、大学共同利用施設の管理運営費等についても業務の効率化を図る。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 国立大学法人等の財産管理、財産処分及び財産の有効活用に関する協力・助言

① 財産管理に関する協力・助言

国立大学法人等の適切な財産管理に資するため、各大学が抱える共通の課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ外部の専門家を活用した法律相談等を行い、適正に処理できるよう協力する。

さらに、国立大学法人等関係者を対象とする研究協議会を2回程度開催する等により、協力・助言を行う。

② 財産処分に関する協力・助言

ア) 国立大学法人等の処分可能財産の管理、処分について、求めに応じ民間の専門家等からなる処分促進方策調査協力者会議を開催し、その結果を踏まえ専門的技術的助言を行う。

イ) 承継された旧特定学校財産の処分を通して蓄積したノウハウを活用し、国立大

学法人等からの委託を受けて財産処分関連業務を行う。

2 施設費貸付事業及び施設費交付事業

(1) 施設費貸付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- ② 貸付けに当たっては、国立大学法人の財務状況等を十分勘案し、償還確実性の審査等を行う。
- ③ 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実にを行う。

(2) 施設費交付事業

- ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。
- ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

3 寄附金の受入れ及び配分

下記の事項に留意しつつ、寄附金の受入れ・配分を行う。

- ① 寄附金受入れを促進するため、ホームページ等により、社会に積極的に広報し、普及させる。
- ② 配分に当たっては、受入れ内容を十分考慮するとともに、透明性を確保しつつ、配分を行う。

4 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究

国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するため、下記の調査及び研究を行う。

- ① 大学の財務及び経営に関する国内外の事例等を参考にしつつ、マネージメント・システムとその運用について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。

特に、国際的な高等教育財政・財務に関する改革の動向を踏まえつつ、法人化前後における各国立大学内部の資金配分方法の変動の過程について、調査及び研

究を行う。より具体的には、平成 18 年 1 月に国立大学学長等を対象に実施したアンケート調査結果のインテンシブな分析を実施する。これらの分析に基づいて、学内資金配分の先進的な取組事例等を明らかにする。また、上記の分析結果を報告書としてとりまとめ、国立大学に送付する。これに加えて、シンポジウムを開催し、法人化後の財務・経営に関する情報提供を行う。

- ② 高等教育財政に関連する内外の諸問題について、調査研究を進め、研究成果を公開し、関係者の参考に供する。本年度は、アメリカを中心に諸外国の大学財政について調査を行い、大学の予算獲得及びその配分について日本との比較研究を進める。
- ③ 各国立大学法人の財務及び経営に関する関係資料を収集し、平成 17 年度の国立大学法人の財務・経営に関する現状分析を行う。
- ④ OECD の IMHE（高等教育機関マネージメント）事業に参加するとともに、内外の関係機関等との交流協力を深める。
- ⑤ 調査研究の成果を公開し、関係者の参考に供するため、高等教育財政・財務研究会を 5 回程度、シンポジウムを 1 回、講演会を 2 回程度開催し、また、研究紀要を 1 回、研究報告などを随時刊行する。

5 セミナー・研修事業の開催・実施

社団法人国立大学協会と密接に連携しつつ、受講対象者を企画段階から参画させた企画委員会を作り、意向を踏まえた上で、以下のセミナー・研修事業を開催、実施する。

なお、セミナー・研修事業の実施に際しては、アンケート調査を実施し、翌年度以降の事業の企画に反映させ、参加者のニーズに対応した内容の充実を図る。

- ① 大学トップマネージメントセミナー
国立大学法人等の役員等が、国立大学法人等のマネージメントについて、的確な情報と専門的助言を得ることを目的に、1 回実施する。
- ② 大学財務・経営セミナー
国立大学法人等の事務局長等幹部職員が、国立大学法人等の財務・経営についての的確な情報と専門的助言を得つつ、国立大学法人等の経営能力を涵養することを目的に、1 回実施する。
- ③ 国立大学病院経営セミナー
国立大学法人の学長、役員、病院長等が病院経営上の諸課題に対して対応できる経営能力を涵養することを目的に、1 回実施する。
- ④ 大学職員スキルアップ研修
国立大学法人等の課長、係長等に対し、財務管理に関する専門的知識・技術の向上を図ることを目的に、計画的、段階的に 1 回実施する。

6 国立大学法人等の財務及び経営の改善に資するための情報提供

- ① 財務・経営に関する調査研究で得られた成果を随時国立大学法人等に提供する。
- ② 国立大学法人等に対し、マネージメントの参考資料として作成・配布した、財務・経営に関する基本的知識の解説、参考事例、基本資料等からなるガイドブックについて、随時その内容の更新・充実を図る。
- ③ 国立大学法人の決算に基づいた財務諸表等の集計・分析を行い、その結果を国立大学法人に提供する。
- ④ マネージメントに関する情報の提供・交流のための説明会・シンポジウム・講演会などを1回程度開催する。

7 財務・経営の改善に関する協力・助言

- ① 国立大学法人等の財務・経営の改善について、各大学が抱える共通課題について、その処理実績を収集し、情報の提供を行うとともに、個別問題の解決のため、求めに応じ、経営コンサルタント等の民間実務者による経営相談など、協力や専門的・技術的助言を行う。
- ② 国立大学法人等において不用となった教育研究用機器の有効活用を促進するための情報提供システム「教育研究用機器リユース（再利用）情報提供システム」の管理運営を行う。
なお、システムの有効利用が図られるよう、検討を進める。

8 大学共同利用施設の管理運営

大学等の教育、研究、社会貢献等に関する諸活動の利用に供するために大学共同利用施設の管理運営を行う。

それぞれの施設の設置目的を考慮しつつ、有効利用が図られるようにする。また、利用者のうち、7割程度以上（任意抽出調査）の利用者が満足するよう、各種サービスの質的向上に努める。

- ① 学術総合センター共用会議室の管理運営
学術・高等教育に関する会議・講演会・研修会等を開催する場としての「学術総合センター共用会議室」の管理運営を行う。
施設利用の促進を図るため、次のサービスの向上等を行う。
 - ア) 会議室等に係る案内書を作成・配布
 - イ) ホームページを活用した会議室の利用に係る情報提供サービスを充実
 - ウ) 施設利用に伴う会場設営等のサービスを、求めに応じて提供する。
 - エ) 業務の外部委託の促進
- ② キャンパス・イノベーションセンターの管理運営
社会人を対象としたサテライトキャンパス、企業関係者等との連携・協力等を行うリエゾンオフィス等を有した地域社会への貢献や産学官連携・情報発信の拠点となる「キャンパス・イノベーションセンター」の管理運営を行う。

また、施設利用の促進等を図るため、ホームページ等を活用しPRを行うとともに、事務の効率化を図るため、その業務については積極的に外部委託を行う。

9 国立大学法人財務・経営情報提供システムの構築

- ① 国立大学法人財務・経営情報提供システムを構築する。
- ② 当該システムの構築に当たっては、国立大学法人関係者との連携・協力を図りつつ行う。

10 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について、施設費交付事業等の財源に充てるため、次のとおり対応し、その処分促進に努める。

- ① 広島大学本部地区跡地
地元自治体との協議を進め、処分の促進に努める。なお、地元自治体による具体的な処分が見込まれない場合は、速やかに一般競争により処分を行う。
- ② 東京大学生産技術研究所跡地
文化庁等に対し国立新美術館建設用地として貸付を継続する。

11 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）765億円の償還及び当該債務に係る252億円の利子の支払いを確実にを行う。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 平成18年度に係る予算 別紙1のとおり
- 2 平成18年度に係る収支計画 別紙2のとおり
- 3 平成18年度に係る資金計画 別紙3のとおり
- 4 自己収入の確保

- ① 大学共同利用施設について適正な利用料の徴収を行うとともに、利用率の向上に努める。
- ② 国立大学法人等からの委託事業について適正な委託料の徴収を行うとともに、受

託事業の増加に努める。

5 人件費の削減

平成18年度の常勤役職員に係る人件費については、中期計画を達成するため、平成17年度に比べて1%以上を削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。

その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

101億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保する計画

予定なし。

VI 剰余金の使途

- 1 研修事業の充実
- 2 調査研究の充実
- 3 情報提供の充実

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。
- ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を

図る。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数については、抑制を図る。

(参考1)

平成18年度の常勤職員数 26人

(参考2)

平成18年度の人件費総額見込み 280百万円

平成18年度 予 算

(一般勘定)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	546
産学協力事業収入	235
雑収入	1
計	782
支 出	
業務経費	552
センター事業費(退職手当を除く)	317
うち 人件費(退職手当を除く)	176
物件費	141
退職手当	—
産学協力事業費	235
一般管理費	230
一般管理費(退職手当を除く)	230
うち 人件費(退職手当を除く)	104
物件費	126
退職手当	0
計	782

※数値が単位に満たない場合は「0」、該当数字のない場合は「—」と表示している。以下の表においても同様。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

収 入	
長期借入金等	66,100
承継債務負担金等収入	106,024
財産処分収入	6,283
財産貸付料収入	733
財産処分収入納付金等	899
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	818
計	180,857
支 出	
施設費貸付事業費	66,100
施設費交付事業費	8,600
承継債務等償還金	105,963
その他の業務費	194
計	180,857

※国立大学財務・経営センター法第15条積立金取崩額は、財産処分に係る財産処分原価分6,283百万円を除いている。

(総括表)

(単位：百万円)

収 入	
運営費交付金	5 4 6
産学協力事業収入	2 3 5
雑収入	1
(施設整備勘定)	
長期借入金等	6 6, 1 0 0
承継債務負担金等収入	1 0 6, 0 2 4
財産処分収入	6, 2 8 3
財産貸付料収入	7 3 3
財産処分収入納付金等	8 9 9
国立大学財務・経営センター法 第 1 5 条積立金取崩額	8 1 8
計	1 8 1, 6 3 9
支 出	
業務経費	5 5 2
センター事業費(退職手当を除く)	3 1 7
うち 人件費(退職手当を除く)	1 7 6
物件費	1 4 1
退職手当	—
産学協力事業費	2 3 5
一般管理費	2 3 0
一般管理費(退職手当を除く)	2 3 0
うち 人件費(退職手当を除く)	1 0 4
物件費	1 2 6
退職手当	0
(施設整備勘定)	
施設費貸付事業費	6 6, 1 0 0
施設費交付事業費	8, 6 0 0
承継債務等償還金	1 0 5, 9 6 3
その他の業務費	1 9 4
計	1 8 1, 6 3 9

平成18年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	873
センター事業費	317
産学協力事業費	235
一般管理費	230
減価償却費	91
収益の部	862
運営費交付金	546
産学協力事業収益	235
雑益	1
資産見返運営費交付金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	72
純利益	△11
積立金取崩額	11
総利益	—

※数値が単位に満たない場合は「0」、該当数字のない場合は「—」と表示している。以下の表においても同様。

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	36,179
施設費交付事業費	8,600
支払利息	27,385
その他の業務費	194
収益の部	29,078
財産貸付料収益	733
財産処分収入納付金等	899
受取利息	27,446
純利益	△7,101
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	7,101
総利益	—

(総括表)

(単位：百万円)

費用の部	
經常費用	37,052
センター事業費	317
産学協力事業費	235
一般管理費	230
減価償却費	91
(施設整備勘定)	
施設費交付事業費	8,600
支払利息	27,385
その他の業務費	194
収益の部	29,940
運営費交付金	546
産学協力事業収益	235
雑益	1
資産見返運営費交付金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	72
(施設整備勘定)	
財産貸付料収益	733
財産処分収入納付金等	899
受取利息	27,446
純利益	△7,112
積立金取崩額	11
国立大学財務・経営センター法 第15条積立金取崩額	7,101
総利益	—

平成18年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

資金支出	783
業務活動による支出	782
次年度への繰越金	1
資金収入	783
業務活動による収入	782
運営費交付金による収入	546
産学協力事業による収入	235
その他の収入	1
前年度よりの繰越金	1

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

資金支出	180,857
業務活動による支出	102,279
財務活動による支出	78,578
資金収入	180,039
業務活動による収入	113,939
承継債務負担金等の回収による収入	106,024
財産の売払による収入	6,283
財産の貸付による収入	733
財産処分収入納付金による収入	899
財務活動による収入	66,100

(総括表)

(単位：百万円)

資金支出	181,640
業務活動による支出	103,061
財務活動による支出	78,578
次年度への繰越金	1
資金収入	180,822
業務活動による収入	114,721
運営費交付金による収入	546
産学協力事業による収入	235
その他の収入	1
承継債務負担金等の回収による収入	106,024
財産の売払による収入	6,283
財産の貸付による収入	733
財産処分収入納付金等による収入	899
財務活動による収入	66,100
前年度よりの繰越金	1